令和7年度スマート農業導入加速化推進事業に係るかごしまスマートファーマー育成セミナーの開催に関する業務委託提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度スマート農業導入加速化推進事業に係るかごしまスマートファーマー育成セミナーの開催に関する業務委託

2 委託の目的

スマート農機や機器を導入・活用し、超省力・高生産な農業に取り組むトップランナーの育成を図るため、若手農業者や農業法人の後継者や社員を対象に、スマート農業に関する様々な情報提供や先進的な取組実践者の事例講演、視察研修等を集中的に行い、地域へのスマート農業の導入・普及のモデル経営体化に取り組む。

3 かごしまスマートファーマー育成セミナーの業務内容

(1) 開催概要

名 称	かごしまスマートファーマー育成セミナー		
受講対象者	農業者,農業法人の後継者・社員,市町村,関係機関		
受講定員	20人以内(リモート参加者を含む)		
開催時期	令和7年12月~令和8年2月		
	※ 毎月2回程度の開催とし、台風等の気象災害が見		
	込まれる場合は延期し、開催する。		
回 数	5回程度		
時間/回	3時間 (13:30~16:30)		
開催方法	基本的には対面開催とし、受講者に事情がある場合、		
	リモート参加も可能となるよう対応すること		
開催場所	薩摩半島,大隅半島,熊毛地域		
受講者の条件	なし		

(2) 講座内容

講座内容については、以下の内容を参考に、県と協議のうえ決定すること。なお、講義や事例報告については、現場での課題と対応策等の事例を交えてわかりやすい内容とすること。

<必ず取り入れてほしい内容>

- 1 地域(市町村や農業者等)が一体となってスマート農業推進に取り組んでいる優良事例
- 2 県内外スマート農業実証・研究成果の紹介(講義)
- 3 県内外の先進事例実践者による取組事例講演 ※ 事例紹介者が県外在住の場合は、リモートでの対応可

(3) 参加者の募集・会場の確保

参加者の募集チラシ案を作成し、県に提示すること。募集については基本的に 鹿児島県が行うが、受託者の募集が可能な場合は、その募集方法を提案すること。 研修会場は候補を県に提示し、予約調整まで行うこと。

(4) 会場運営

- ア 会場内にスタッフを配置し、参加者の受付、誘導等運営全般を行うこと。
- イ 会場レイアウトは県が指定する日時までに提案し、承諾を得ること。
- ウ 施設内にない備品等で講座の開催上必要な場合は、受託者自身で用意すること。
- エ 撤去作業は各会場の使用規定に準ずること。
- (5) ハイブリッド会議方式の対応

ア リモート参加者への事前連絡、接続への対応を行うこと。

イ Zoomの接続範囲については、県と協議すること。

(6) 受講評価の実施

受講生から受講評価を徴収すること。

(7) 業務委託報告書の提出

受託者は、委託業務を終了したときは、「委託業務完了報告書」及び講義で使用した資料の印刷物並びに電子ファイルを提出すること。

(8) その他

講師謝礼費,旅費,人件費,チラシ作成費,会場使用料等,講座開催に関する経費は全て当該委託料に含むものとする。

4 実施期限及び予算上限

実施期限	契約日から令和8年2月27日	(金)	まで
予算上限額※	1,500千円		

※消費税及び地方消費税を含む。

5 受託者の条件

- (1) スマート農業及びスマート農業に係るビジネス,農業 I C T に関する幅広い知見を有する者,またはその人材を有する法人等
- (2) 農業者支援機関(県やJA)の基本的な役割などについて知見を有しており、 これまでにスマート農業に関する講義・講演などの実績を有していること。

6 業務委託の企画書提案内容

- (1) かごしまスマートファーマー育成セミナーの講義内容,実施方法,講師等について具体的に提案すること。
- (2) 今回示したカリキュラム及び業務内容以外に、予算額の範囲内で事業目的を達成するため有効と思われる事項があれば、追加提案すること。

7 業務の実施体制

業務全体の責任者である総括責任者及びそれぞれの業務実施に係る企画提案を行う企画担当者及び経理責任者を定めた業務実施体制を構築することとし、経理部門においては、複数の者によるチェック体制を設ける。

8 その他

- (1) 当業務委託で作成した実績報告等の権利は県に帰属する。
- (2) 本事業に関して知り得た業務の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本件に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載のない事項については、県と協議すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、鹿児島県と十分に連携をとり、協議・調整の上、進めること。